



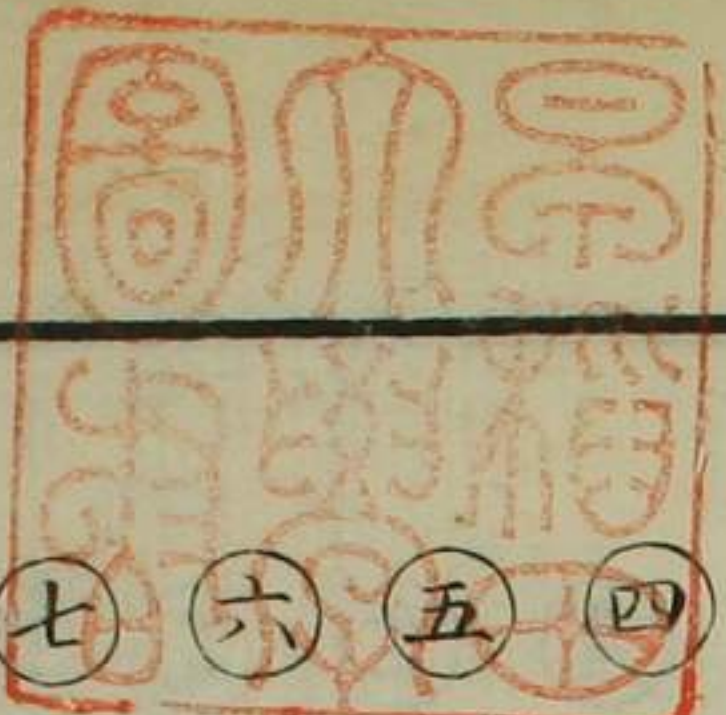
曆世女裝考

秋

76
972
3

76
972
3





歴世きんせいのぢよ女装考じやうさうかう卷之三くわんじゆ目錄りくろく・前編ぜんぺん之部

- 一 産剃うぶそり小剃こそり刀かみを用もちひぎる事こと・胎髮うぶかみを少すくくせり
- 二 目めげりといふ小兒こわらふの髮かみ并なよも禿かぶの事こと
- 三 かぶろかぶろみ中剃ちゆうそりする事こと
- 四 ちやんちやんくく・かかけけ〜〜・はんはんかかみの事こと
- 五 剃刀そりかみの再考さいかう
- 六 髮かみ置おき・袴はかま着ぎ・食く初はつめの事こと
- 七 深前ふかまへ・髮かみ剪き
- 八 振分おろし髮かみの事こと
- 九 額いひだ髮かみを剪き垂たまま・耳みみたたささみの事こと
- 十 髮かみのざざららをとのの事こと



女装考

卷三

目錄

- ① 髪上げ
- ② 結髪ある髪の形状の考
- ③ びりれ垂髪のまま・髪のおなむ
- ④ まべりうりあて一削へ入る
- ⑤ 髪を洗ふをよまますといふ古言
- ⑥ びりれ女ハ髪の丈長し証拠
- ⑦ 兵庫といふ髪の方
- ⑧ 神代もの髪に風一変ある事
- ⑨ 宝髻といふ髻
- ⑩ まべりしを夜寝・枕屏風の本義
- ⑪ 落髪を焼捨る
- ⑫ 沐吉日
- ⑬ 下輩のさげ髪
- ⑭ 島田髻の起原

通計附録とも卅一條

歴世女装考卷三

江戸 岩瀬百樹 編撰

① 産剃小剃刀を用ひける変・胎髪を少く替へ残さず

往古ハさうあり近きむのまも僧尼の外た人の剃刀はさすをいふをこれ
 ひり貴賤も髪ハ惣髪髻ハ生へる女ハ眉毛ハ鋏子も替へるゆゑ男女
 とも剃刀の用はるは且又剃刀ハ僧尼の用ハ物ハ名忌てはるさしるん
 僧尼の物あるは剃刀ハ和名抄中佛具の部あり又圓光大師傳小大師の
 母御大剃刀を吞と夢に生れし児あるは名僧あるんといひますん
 是も剃刀ハ僧尼の外つるる物の一証とまべり又類聚雜要卷四小立後の御假粧
 具の内中・鋏子・鋏子・耳夾ハあまど剃刀ハ又和事始一剃刀ハ信長殿月
 代ハ用ひて下めたりと博學ある貝原先生もいひ・はて今の如く人皆剃刀をつひ
 て男ハ月代をさす髻を替へる女ハ眉毛を剃風俗とありたるハ百五十年以来の

事ありむらひける事ありたゆあた人のかみ替り用は産利のむらひ祝ひ
変あれバ僧具の剃刀の用ひせけ鉄子きとの物ももて産毛ををきみたる也
さて生まむとるむ事二歳ふたさいまでありかやうみまふ小児の熱をゆるく育事天性
あまふ盛んる熱成りよえ為二歳まで髪を生しゆむ火の熱氣をのり
されバ消を見て知る一さて二歳の春より髪を生し是を髪置とて祝ふ
此時魚味の祝義といふ事あり
髪置の糸ふりくひんを二歳まで髪を剃といひ証據ハ源氏源氏横笛横笛巻小
薫の大將の二歳の時を「からつむ」ていふとさういふうたんとち「て
あり露艸ハ万葉小月艸ともありて上古ハ漆物とよ近くハ繪の具の藍紙小
作る物あり右の本丈ハ「つゆを」ていふとさういふうたんとち「とある今ふら
ぐれば小児の替りたてのがらればあむいじさうやうみかゆるかのけいんはて前
あが枯艸むらひゆつてあをくといふべきやういふあじのやのかみそりて用ひ
くちのひまどひて湖月ハけりあり源氏の抄どもをさう小剃刀ハ事いふむ

はて是ふつひをさういふとあり我が近隣ハ四歳よっさいより下ハ女おんな童わらわあり
ある日常いふふハ如くあそびふまはしむればむらひの毛けもさ前まへあぬらなれば
廊下ろうかつて入いれ各おの斎のへつまはたり物ものきとてせたまうつ呪まじないしてやうんをけりらの
じろの毛けとけのほち草くさの紙しみ心こころとさしをきみけるふらり白しろあつてあればさ
みーわとあむくといふ露草つゆくさの疑うたがひ露つゆの如く消きえをうーも密ひそまうたさふ
紛まはて童わらわのかつりハあまをうけつてあつ日ひかの童わらわの目めを過す一財ひと童わらわの祖母おばあ
末すえの孫まごを拍ひまを門かどふきとありうたのまはらびあ少すくらうとてあまなるかたさふ
やう・まの入り花はながほむらひの毛け少すくとまきみたるやうあまはあむらうたづら
中なかの六む呪まじないとてやうとあまをさみーはしお歳としあ似にあはげらるかいつづえ然しかし呪まじない
あまはひあつる事ことさあまを極きどまへひあまをて親おやあもてらりあく毛け
はまみあひいひるありよめや戯あそむ事ことああると詰あつ回まわは至極しごくの道みち
理りあれバ其實そのまを結むすりて純まんとあむらひのうが目めふ一丁ひと字じを弁べんせたる老婆おばあは對たいひ

久保公家あり「かくりの儔標の春あて三月十六日明石の上姫君を誂むるが
 薄雲の巻あていふ歳ある後々の十二月源氏の本妻紫の上は住ま二條の院（明石
 の上の誂なる源氏のた孫の飛君を引取養育す所の文あり）の春あて
 とあるあて二歳の春あて髪を生む証とあていふまじきものやどと春あて生む
 髪の上月あてありぬまはあていふのびて凡あて髪を切む程ありとふ
 ある女の児の切毛のさるを紫式部が例の妙筆あて目前あてとあて
 あて則其世ふ八百 前 髪はさまありさて又今産別の時産髪少く産むくも
 性古よりれ風あり 和名抄ふ 髻和名須々之呂小児剪髪所餘也」と
 然るに今頂後小残を胎髪はさまありといふ西土も産別して胎髪を残さる
 御国も同事 禮記内則ふ 子生三月未擇日剪髪為髻男角女羈」とあり
 西土ハ生てより三月月あて産別をさるふ髻をさるふ胎髪を残さる禮
 記の註ふ・男ハ角・女ハ羈とあて半の解文多し一國は作を左のごとく



案小禮記の本文「擇日剪之」とあて西土
 由胎毛ハ剪しとせんたる
 尼の法ハ剃ヲ為 為髻ハ男ハ角といふ今俗ハ
 髪ハちんくあり女ハ羈といふ形状の頂後ハ

一撮残まら今市中あても男女ハかたは此風ありさてうぶ毛をのこ
 角と羈とあて男女形をかてハ西土も推さる女あて男あて髻眼あて
 也名抄したる毛のニツと三ツとあてさるあての目標あて又ハ二ツハ陽三ツハ陰の
 義ハあて御国も神代あてさるあり往昔の兒曹女ハ髻をむまびてたじ
 男ハ總角といふを今も唐子髻といふ和漢不契の駢事あり
 (二) 目刺といふ小児の髪・赤
 中昔の風俗ハ女の児の三歳より髪を生むく希髪を眉のまへ上のを
 小截せりてかたはしむる髪目さ姿とて二歳より十歳以上までの額法

摺
 〇とあつてまうあつたてり
中をいさる雀子をみりたるを
 此文は左の圖をてつて今中
 國の兎兎ふ千年の古風は残る成あるべし

④ ちぢんく・おけー・せんかみ

今俗はちぢんくとして小児の髪を頭の左右へ結ぶおけの禮記内則の爲鬢と
 あるおぢあけまぶ古風ある事勿論なり又おけーとして頂はあつて嬰子粟の實の
 形は似たるゆゑの名あるべし清人の皆芥子坊主あるども昔の以前明人の
 作りたる譯語冊「髻頭為輕便婦人至嫁養髮」とある女子の十三四までい
 おけーとえたりけだ一明國同一の風ありあつて○さて又小児の身の腋み毛を
 のすをはんふとつりつを近年はあつていぬ田舎みくひ奴いせんたまごめん
あつていぬ
 のの名義曉しがさういふあつていぬ攝陽落穂集寫本寛政の比撰州有馬郡唐櫃村
 小限りて半甲といふ事あり出生の小児の額と耳の腋は髪をおかへりろへい
 ちぢんくをかくつり村の半甲といふ近年見たりとて然せばりし小児ありいふ



此國古き
 繪卷ふえんたり
 源氏若紫の
 卷は紫の上の
 十歳あつて
 髪は髪を知らげ
 たるあつていぬ
 〇とあつていぬ
 此國あつて解ま
 源氏あつて古き
 月あつて
 知るべし

危難あつて死せり村人等懼て旧例の如くおまを
 小児の月代剃のうたるを浪花あつて半甲をり
 いと唐櫃村の事いある人稀あり一条此書あつて
 せんふの名義瞭然たり文政五年壬午此書あつて
 有馬あつて温泉のわりの人といふ吾が草堂へ尋
 来りて書画帖をわいて一筆を乞へり此人京に
 在りて画も字びより頗る文字もある口を
 ありいふわの唐櫃村の事成結りて然るや
 いあつたとつて孫をわいのちを實説あつて半
 甲の白いとて席上は作りたる圖成縮てるまかを

⑤ 剃刀再考

古事記の垂仁天皇記玉垣官小天皇の後の御兄

○亡兄醒齋京傳翁の著されず骨董集
初編名古屋帯の亦此圖を以て寛永
以前の繪ありとも是則
万葉集の賦より
・放髪 伊勢物語の
・あつり髪あり
・猶委しくハ次みり
此圖を古書に参據
して業は二百年以上
在り十六七の女子の熊あり
全國ハハの骨董集あり



・帯ハ糸打の名古屋
帯あり

・矮狗を牽く



十二四歳の女子

○貞享二年江戸板・秋夜茶吞物語とのみ
あつりし此圖あり
按ふと十三四の女子の髪あり寛文あり
元文ありまで七十年をわりの間の浮世州
子ざの赤丸の國ありと云ふこと
よのあハ其一ツを出せ

攝州有馬郡唐櫃村の
児曹半甲剃之圖
按ふと此髪は
風関東ありとも
かの村の古風
他国にも移り
あらん



○多沙本昆古王天皇の叛き稻城は
菟一も后も罪をわきまて俱に城に
籠りありを天皇・后ハ助んとて力士
小命ト后を奪しあらんとありと后
あり捕らんとてかまふ所の文ハ「尔其后
あり」

豫知其情悉剃其髪以髪覆其頭云々」とあり本居翁が「古事記傳」の
此所の解は「髪を以て剃落したる御髪を以ての事あり」とあり此
及剃刀との人物の有りやの考ありの事竊に謂此れいまだ仏道本朝に入
ぎま僧具の剃刀ありたりと云へ頭を剃る剃刀を除て外は物あり依て思ふ
「剃其髪」とある剃の字ハ剃・剃の字ありて古く写し誤り傳へ
来りしありあらずるが・剃も剃る」と訓べ又「日本紀」の天武紀ハ天武天皇
大海皇子とて東宮たりし御時御父天智天皇の疑をうけむし小赤心と

あつらひん為小髻を剃除あひる事えたり此頃ハ仏法渡りてのち百四
五十年たちし時を僧具の剃刀ありつらん **万葉集** 卷十六 法師等之髻乃
剃杭馬繫痛勿引曾僧半甘の哥あり是を証とされば元正天皇の御
代靈龜・養老の比より剃刀ありて僧ハ髻を剃りし事明し 髪あり。さて今の
如く男女剃刀を捨つる事ハ天正二十七年比より以来の風儀とあり

六 髪置 ○袴着 ○喰初

東鑑纂補 小仁治二年六月十七日癸酉 若君御前・御生髪也前武州着
布衣令参仕給。毛利藏人泰光・左衛門大夫定範以下父母兼備諸
大夫侍候 畧殊及結構之儀云々」とあり。若君とハ鎌倉四代頼経ハ
の御子あり御生髪とハ俗よりハ髪置あり 三歳より髪をむく事 男女同やうあり
また又 **東鑑** 卷四 仁治二年十月廿一日の兩日 今日若君御前御袴着魚味也
畧着始綿衣給」とあり前より引る如く此年二月十七日生髪ありて同年十一月

廿日袴着の祝ひあり此若君とハ前中より鎌倉四代頼経ハの御子
後小五代頼朝卿あり延應元年十月廿一日鎌倉小生とハ仁治二年十月
廿日ハ三歳正當の誕生日ゆゑ袴着の祝ひあり。あつらひ袴着の日より長
絹の袴をろを着せしめあひく見姿あり玉ふ又 **王位** 卷中 養久二年四月
十六日皇太子始て魚味を供せ御年三歳」とあり「魚味也」とハ出生以来此
日を始として魚を喰むを魚味の祝とハ魚の喰初ありむ。ハ三歳より始て
魚味を喰む風儀あり祝ハ次ハあつらひ。又「着始綿衣給」とハ生てより冬も綿衣を
よむ三歳より始て綿衣を着せ女子の兒ハ三歳より始て魚味綿衣あり事男
の兒もあつらひ子と養育る古昔の風儀あり **安齋隨筆** の説ハ小兒ハ脾胃を
健ふる以て養生とハ魚類ハ厚味ゆゑ脾胃ハ泥まんをおる又小兒ハ火氣盛
まるゆゑ魚肉ハ膏脂ハ熱物ありゆゑ火氣を添んを恐るゆゑよ三歳までハ魚味を
食せしめ又二ツまで綿衣を着せ冬も給せかきひて着する事ハ綿衣ハ熱氣を

傳婦人愛之自爲前髪とあり是を本きて五歳ありしもありむまこ
あつたきと名付たる事ハ中頃より東童女の十六あり髪をたるといふは
むのて是ハ髪を切る事ハ深曾岐とありハ免けん」一条 此御説の詳あり
江戸市中より霜月十五日を小児の祝日とする事ハ一年の内ハ大吉日七ツあり霜月十五日ハ其ハツあり
事前よりいふが如くあるゆゑ多う京都ハ髪置の祝ハ霜月朔日大坂ハ心よまをせて日をえり帯
下まの祝ハ京ハ大坂も
せまともめと人のり

八 振分髪

小児男女も三ツより五ツ六ツのやよあて髪ハ毛肩ありふたる比まをさるる子
との人髪もまじりて十三四以上よあて髪ハ長くあり帯よゆるまで成るあわたり又いつ
いさめハ女のみの名あり此名目のこんたる各々
下み引く源氏ワ
この名目あり
新撰字鏡「髷・髪至肩垂貞・宇奈井」とあり
經廊尺柏舟の篇ハ髷ハ彼兩鬢とあり毛傳ハ
肩ハ垂る髪とあり髷ハ髪を剃拂ふ字あり
和名抄ハ「髷召・髪和名・宇奈井」
とあり「らかおの後をさるるをさう」とハ証ハ「万葉集」
「橘之光有長屋尔

吾率宿之宇奈爲放髮奉都良武香」又振分髪ハ同七「未通女等之
放髮乎木綿山雲莫蒙家當持見」伊勢物語ハ「くへん」
肩まじりぬ君あつむりて維うあぐた」此哥の心を俗ハ解バ「おまへもいつも
うるゐるありし附ハ髪ハ長を比來一ゆるふ吾ハのそ名振分髪ハ肩をまじ
ぬまじり定る男ハ髪上げさせん小君あつむりて維う髪上させん」この心あり
ざるねんハ十七ハあつむりて髪あり男を定むまじ
其男ハ髪をあげまじりて髪あげのそハ名」振分髪の間ハ成長ふはまそ髪ハのハ安
けまじり一年のうちに二度をさるるハのびみだれたる後前髪をさるるより
源氏 紫の上髪をさるる下みえたる源氏の本ハ「あまののまじ
ひまじり」
源 姫君のいさむりて「げふはさるるひたておとをさるるさちあみなる玉ハ
源 若ハいさむりておとをさるるのつねありものさるるさちあみなる玉ハ
云 前髪 今 日 博 士 解 同
あまの女房 女房のいさむりて髪をさるる
いさむりて髪をさるる

かきたためあり清少納言せうしやうなごん 枕の艸子まくらのかぶら 季吟本きぎんぼん 九く 一かゝたかげとさげたる扇をさへり

あるふありかたき髪かみの巾ぬいた入いれあひのよまはさくまはさるけしきやほほまてのうめ

とあり是こゝの清少納言始はじて中宮なかつみやへのちみ上東 宮仕みやつかしへよし中宮なかつみやの御兄おみ伊周公いしうぢみ俗ぞくよ

父ちちをさぐるまづゆゑをさぐるくく扇あふぎは顔かほくくたる替かへの扇あふぎもをまて伊周公いしうぢよさうあぢ

らさじん髪かみの髪かみをさうけ顔かほをかきんと押おしへと替かへまもるあうらんと心こゝろはうへ

たるあり此文このぶんを一ツひとつの顔かほへさうま抱かかる紙かみさへ一ひとつ同書どうしよ卷まき十一じゆふ一ひとつじん髪かみ長ながやう

あつ一ひとつ半はんの髪かみの風かぜの圓ま成なり出でたる髪かみはあつ成なりる髪かみ一ひとつ〇此このじん髪かみを後あとを前まへたりし

がやともままび面おもてへみだれかる物ものゆゑ身みへたしむ髪かみをさみとての巾ぬいさまはより

源氏げんじの巻まきよ一ひとつあつまふさめかかあつてもあつるべしとえたるあまめつし

まぢ成なりたる身みをさみぢあふまふさうあつ家いへさじじの髪かみ入いれらちさけたるま

是こゝの女おんなの品しな定さだまる馬頭うまのかしら源氏げんじ君きみへよることをあつ此この面おもてを本居ほんぢ大人おとなが源氏げんじの注ちゆうよ

「古ふるへの女おんないみ髪かみをなまするよじん髪かみを左ひだり右みぎよ身みよりあへたる事ことあるとわ

ちとつらぬ女おんなも身みよりあへたる髪かみをさるまむづらしくわひて身みよまはむと

しある物もの緒いとよつつけまをまももまぢらひたる事ことあつみくまをまみとてこのへら

此この物語ものがたり題だい号ごうよふに位くらいとあまごも此この名なはらけがう」とあり又また同書どうしよの横笛よこふエの巻まきあ

「雲井うゑいの馬うま 燈火とうか」とありあつ夕霧ゆふぎり大臣だいじんの北きたの甚こゝろ皇みかど若君わかしみの心こゝろちあやみあ入いれ時ときあまを

まがもはくろひあひで額ひたい髪かみをも身みをさみ一ひとつあひるあつよのまうよめて中なかつ若わかしみの

比ひじん髪かみをさる事ことをわひるべしとちつた寛政かんせいのころも市中いちやうぢゆうの女おんなもじん切きり

とてじん髪かみを切きりつたる風かぜをあつ一ひとつ半はんあつしつ今いまはるあつこのの成なりまは圓まはより

てい今いまあつあつとどまた又また今いま女おんなの子この身みよりあへる毛けを生なへたるまは俗ぞくは奴やつこと

ひあをるるの遊あそびびあどまる附つあつから成なりるまうらつて身みあかたはらむをさる

あり物ものよめかからさるをさるもかの身みをさみをわひあつて遠とほまむらとあ

今ッハ宮女たち御陪膳の時ハかゝる垂髪を結びあげて櫛をさす事あり
かゝるはまさりいささうりて御膳の具へ髪之毛のうりけりけりせむる事
ありまへの櫛の条ゆのり如し此前の条は引る此式部日記にも「あひのまは
て女房八人」とありて「かみあがなる女房」なると名残ありて「あひのまは
まのり」とて髪あが事をする也。かゝるをりてさる髪をさる人々へ伝へせ玉へり
又枕のさし「あひのまはり」ありてみるゝあがまのりて藏人どもまさるの髪あがに
又江家次第嘉保・康和の比の書今
より七百五十余年おの物卷十七立太子の条「幼宮時ハ女房陪膳を為す
一本の髪を上ぐ女藏人四人以上傳供」本書
とありて由御陪膳ハ髪あが
またより伝へるべし猶別々書あまごうりてさる髪をさる人々へ伝へせ玉へり
み髪あが髪之さるは考へあり下よりあり髪あがふ西義ある事斯
か如し

① 神代より髪之風一変ある事

りしるたゞ一ある状神代巻を証とすべし此風後もつとありたる事ハ人皇十五代
神功皇后三韓を征り玉んとて筑紫の浦に御勝利を神祇に祈玉以驗あり
ハ此髪分して兩とさるとして御髪を解む海は濊ぎあひる髪あがのづから分て兩
と為しを替のき髻とありて假は男の息とありて日本紀の神功皇后
の巻は詳あり是あて由女の髪ハひとりのゆひ男ハ兩は縮結神代之風ノ不変ぞ
ある事此男女の髪之風期てあり歴一神天七地五の神代より人皇三十九代天智天皇
の御代まで不変しは天武天皇の御代より一変せし事ハ日本紀天武卷下卷
白鳳十一年三月の詔曰「自今以後男女悉結髪」とあり本居大入が古事記
傳卷七天照大御神假は丈夫の御装束を為賜事の註は右の文を引て曰
上代は結といひハ本をツふありて結て其末ハ後へ垂たりけを彼詔は結
よとあり頭上は結縮て髻とさるをいふあり」とあり是日本よて女の髪を結ふ起
原あり。さて右の御制ありてのち三年たると「男女四十以上髪之結不結任意」と在

て又二年たちて十五の詔は「婦女垂髪干脊猶如故」とあり、此比及天変地
妖らちつき且又御悩の事をもあり、ゆゑ神代より髪髪の風をあらため、
かゝりみちひて再故は復あひけん、本居大人が玉此後十九年たちて文武天皇乃
御代慶雲二年十一月の詔は「今天下婦女自神部齋宮宮人及老嫗皆髻
髪」とあり、垂髪垂髪する人もまた御制を紛まだしめて其世の習ひのまゝ
改らざりけん、中昔中昔の物語各々さへさるやう皆志し、髻髻を髪髪あげたる唯大宮
禁禁あてさるある附の口さあり、本居の説いらく平くハ慶雲の附ハ御制を用ゐるべし、
榮花物語 吹上の巻ハ神南の胤松とのハ大百姓むさあぐ産する帝の御胤を源
氏の君をやらひなるを假ハ大内の様をうけ、かぐの文ハ「女の髪上げ
唐衣まて、清前清前ハ冠り、うへのきぬまて、あまへいぞと」とあり、
清前を思て、うくさるる、田中田中大秀が竹取物語の解ハ右の文を引て曰「縣居
私云莫落凹物、淵淵ハあまをう一人、いやく、まゝの髪を巻あげて、さるは主のあまの

みかたありて、ゆへ事あり又いせ物語ハ高安地名の女ハ髪を巻あげたる、
を種くさねを分ていさうらう、髪上するハ晴あり、居る居るハ常あり、巻上巻上ハ私
ありと云、真淵真淵ハ「たるめて心得べ」といふ前ハ引る吹上の巻ハ「女の髪あげて、
まゝのあまへいぞと」とあり、物結物結のうちはあまへいづる、あまへいづるあまへいづる、
あり同時の物語も、あまへいづる、髪髪あげたる事、いづるいづるハ不審なる陪
膳ぜんの附ハ、髪髪あげたる事、いづるいづるハ、吹上吹上ハ、陪膳陪膳をいづる、
(十三) 結髪ある髪の形状の考
古こ昔こハ結髪とあり、註釈註釈ハ髪をあげたる其髪の形状ハ、あまへいづるあまへいづると弁たる、あまへいづるあまへいづる、
まが管見ハ、あまへいづるあまへいづるハ、あまへいづるあまへいづるハ、あまへいづるあまへいづるハ、
取とりたる、あまへいづるあまへいづるハ、あまへいづるあまへいづるハ、あまへいづるあまへいづるハ、
門院門院ハ、寛弘寛弘六年八月十日也、後後ハ、後後ハ、後後ハ、
道長道長ハ、御誕生御誕生ハ、中宮中宮ハ、道長道長ハ、
御誕生あり、若宮若宮ハ、御對面御對面の為、道長道長ハ、
御誕生あり、若宮若宮ハ、御對面御對面の為、道長道長ハ、

かぐらりめて髪をつらと髪ねの根ねは四五寸あるせん釵かんざしをよふけりて髪かみを釵かんざしよりけりて
まゝにありてあり日本にっぽんより中なかつき女をんなの筋曲すぢまがひといふてあり」とありては筋曲すぢまがひといふ
からことまゝにありては三百年さんひゃくねん前まへより女をんなからことまゝにありては其そのの瞭然りょうぜんたる
の間まはらあり天文四年しよんねん小松軍記こまつぐんき群ぐん昏こん類れい 小陣中せうぢんちゆうへ軍士ぐんしの妻つま食物じきぶつを持もちてありては其そのの
「柏毛かしわげの髪かみを唐曲たうきよくと結むすて」とあり又また松田しょうでん一樂いちがく入道にゅうだう秀任しゆにん寛文七年くわんぶんしちねん作つく武者むしゃ
物語抄ものがたりしょう 寛文九年くわんぶんしちねん上うへ本ほん「古ふるき侍さむらいの物語ものがたりは曰いは井筒女いづつうめ之助のすけと云いて武通世ぶつうよと云いはれる
渡わたり奉ほう公こう人にんありけりわの人のかまも女人をんなの出いでよて髪かみを長ながく生なへりては其そのの
唐輪たうりんの中なかは不断平針ふたつねひらばしをりありてありては是こゝに人ひとはかゝる輪りんをさうまゝにありては其そのの
とぞ・傳聞でんぶんは井筒女いづつうめ之助のすけの境まはら若狭わかつと云いはる吉川よしかわ廣家ひろやけの家来けらいありては其そのの
有馬郡ありまぐんの内三輪うちさんりんといふ所ところは久ひさく住すまひては其そのの一生いっしやうもどありては其そのの
と云いはる渡わたりありては其そのの後のちは雲州うんしゆうと云いはる下したり坂尾さかお帶刀たいてう吉晴よしかはるの家来けらいありては其そのの
ありと云いはる」とあり又また七しちの巻まきは「喧嘩けんか口論くわんろんを起おこし」の意い趣しゆは命いのちを捨すて

せんありて事ことありむり井筒女いづつうめ之助のすけといふ侍さむらいあり其そのの女をんなの出いでより髪かみは長ながく
と中なかつかゝる輪りんはゆひ着きるありては其そのの女をんなはむねの袖そであり不斷ふたつ刀たう腰こし差さも幼少せうせうあり人ひとの
如ごとく鏝えん際まはらをたよりありては其そのの心こゝろはなと人ひとは頭かぶ成なりたりては其そのの一生いっしやう
と云いはるの意い趣しゆは死しぬまじとの心こゝろありては其そのの常とこに男おとこをよめてつまる
ありては其そのの御用ごようは命いのちを捨すてんありては其そのの心こゝろありては其そのの女をんなの形かたちありては其そのの
也なりと云いはる親おやの境まはら備後びんごといふ所ところは吉川よしかわ駿河守しゆんがしゅ元春げんしゆんの家来けらいありては其そのの
境まはら又また平へいといふ人ひと也なり藝州げしゆう沼田郡ぬまたぐん新庄しんじやうといふ所ところより出生しうしんと云いはる右みぎの境まはら備後びんごありては其そのの
の境まはら宗右衛門むねえもん正次まことといふ四代よんだい也なりと云いはる是こゝに是こゝは徵あ掟おしは天文てんぶんの同どうは筋曲すぢまがひ
といふを天てん正せいといふては唐輪たうりんと云いはる中なかつ人ひと以下以下の女をんなは常とこにゆひと云いはる
時ときは下したげ髪かみありては其そのの右みぎの井筒女いづつうめ之助のすけといふ名なはかゞまき狂言きやうげんと云いはる女をんな中なかつなりては其そのの
名なありては活柄かつかへありては唐輪たうりんの考証かうしやうのついでに實傳じつでんをありては其そのの○件けんの事ことありては其そのの
ありては其そのの考かうふか髪かみ上うへのさまを「かゝるをありては其そのの髪かみありては其そのの

○唐輪たうりんの髻まげ之古圖ふるず



此圖ハ岩佐又兵衛が筆ありと云或人のゆゑ
模本ありて或人の全圖を畧しつ本幅ハ極
彩色ありてのさなる岩佐が真跡と見ゆとぞ此
画人ハ慶長元和を盛んする人なれば唐
輪の髪かみのさま証あかしと云へし此画人ハ俗名
浮世又平と云つらん

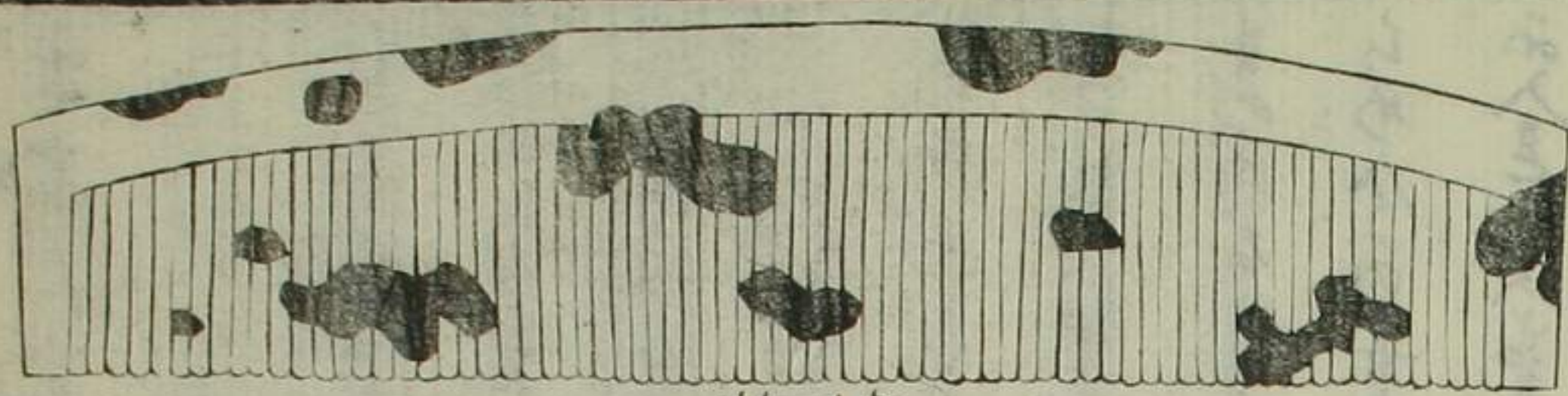
あると式部しきぶがいはる其の形状かたちは古圖ふるずの唐輪たうりんありけり是ハ又も
管見くだみの強言かたごころと云へし

○亡兄醒齋翁・骨董集の上編・三線
鼓弓こきうの古製ふるせいとのみ条じょうの檢証けんしやうの圖ずは
髪かみを唐輪たうりんのゆひ振袖ふるそでを着きて將まさルハ腰
かけ三線さんせんをむく圖ずの傍註たうちゆうに「寛永かんえい保の
比ひの古画ふるゑあり三線さんせんの古製ふるせいと云へし美少
年みせうねんの男子おとこの体てい也」と云はる其の圖ずハ踊
り此繪ゑの中なかより技寫ぎやうれり物ものみて原本
の全圖ぜんずハ技ぎうのきりたる圖ずと云へし
あるものハ人ひと大小おほいせありゆひ股差こさをうする也

ありて美少年みせうねんのさまふゆゆるゆゑ踊りの三線さんせんは三人さんにん技圖ぎずをも美少年
の男子おとこは体ていといはるハ一時いつときの論失ろんしつあり愚按ぐあんありけり寛永かんえいの比ひ京
此六条このろくじょうは廊ろうあり一時遊女ゆうぢよ等らが盆踊ぼんおどりの圖ずあり然しかゆへハ箕山みせんが大鏡おほいさかたがた
寫本やほん寛永かんえいの比ひの京きやうの廊ろう中ちゆうの踊おどりの事ことと「太夫たふ天神てんじんのあはれ髪かみハはつとみ
の事ことをむくといはる物ものハ廊ろう中ちゆうの踊おどりの事こととあり又大小おほいせハ真劍まけんありゆひ踊道おどりみち具ぐ也
大振袖おほいせゆひも美少年みせうねんの如ごとくあり又大小おほいせハ真劍まけんありゆひ踊道おどりみち具ぐ也

日次記事にっじきじに「元七月街市げんしちがつまちに太鼓たいこ・團扇うすあふぎ・大小おほいせ木き刀やいば加伊羅かいら木きの事こと・三尺手巾さんしゃくてぬぐひ・
奇特頭巾きせつあたまふし・作り鬘ゆい・金箔紋所きんぱくもんじよ・を賣うる是こゝろ盆踊ぼんおどり必用かならず之具もの也」本書ほんしよ
右の圖ずの大小おほいせハ踊り道具おどりものある事こと明あきら人物にんぶつハ遊女ゆうぢよありゆひ髪かみハ唐輪たうりんあり
此考証このかうしやうに引ひく書しよハ醒齋せいさい翁おきな骨董集ことうしゆの中なかに他の事ことあり引ひくされどいまだ
偶然ぐあふ女めを男子おとことあはまりあひのり見みハ此書こゝろは用もちあけしとぞ唐輪たうりんの筆ふでの
法はふのそよあはれけり亡兄なつがへが為ためは骨董集ことうしゆを補おぎなふ

四 寶髻たうけいといふ髻まげ



櫛



山東菴所藏

かきうの櫛
櫛市中
ふかひむ
ひんぐ
せり

長き櫛は今より九十年
なりおあのみさ母の若
かり比けたる物と今
猶家はあり櫛うみの挽
ぬたあり。小櫛は上品の
水牛の寸法國の如く
あつたは峯めて一分つ
末は一分より古色乃
はる二百年外
の物とも今

○此櫛の國二の峯の西へ出たまを余地あり
二寸二分
あかぬ此所のみ

○此國の学友
権園翁がりる文安の
比の物あるかこころの繪巻よんたる京の四条の
町家の物たるはるはる是をこせ棚と本文あり物たる
女由物か女もさげ髪より今こころの風俗のかをまを
あへん。此所の全圖の骨董集二編の下あり。こせ
るは棚の物をさへこせわりの名あり今市中み
こせもたるものありこせたる



・屋のむのどかやあり



・たち君
今より四百年余前下ま女
けうらんま
けうらんま



○此國の文安室徳の間の物多うと言つて七十一番職人
哥合の絵あり。たち君を今俗より切見世のあま女
・は下君の夜雁鳥又ハそのもの女多うむりかあり
あまらるる女ささげ髪をさへ其他をわけてあま
ささげのゆりてまがく身をささるる女ハ心のみ
髪をむまびわく國のあま



・は下君
○ことま
物あり
やうらぬ
のせはく

○此國の天和二年大坂板
西鶴作の二代男との
さししの巻の三み
えたる絵也此外み
三人ありむる女も
みるさげ髪あり
本文を按むま
茶屋などゆく
目見えたるあり



あまの今より百五十六年
ささげ以前まの町家の女ささるる
あまささるる席へささげ髪はあまらるる事と
ささるる。二代男の書中み島原の遊女が
ささげ髪したる由もささるるむりかある風俗ありハ
世々の風ささるるのささるる残ささるる常とあり
たるありあまらるる今下げ髪はささるるハありあま
ささるるの式ささるるのみ残りハ昌平みささるる
はささるるささるるの事。軽便ささるるのささるる下げ髪乃
不便ありあまらるるささるるささるるささるるのささるる
より髪はささるるささるるハ國沢の
あまらるるささるるささるるささるる

猶長くのびん 又 宇治大納言物語 一条院の御時堀川右口臣女御 上東 門院の臥せあるあり

さぬを見まふ所 見たてまつるをまへに中 畧はぐいとうるうめたかくはけふ二尺を

りあまうあつひまをちまうよやまどりくさうりよまきまげふんせせあふ」とあり按よ

右より栄花の十五六を「はぐいしたけふ守をうたうぬ」といひこまへ「はぐいした二尺

をうあまうあつひまをちまうあや」とあまひ五年がねよは髪二尺七寸のびあひ

ありかやうの事今あまひ又南朝の忠臣吉房卿の筆記あり 吉野拾遺 卷

「南都諸大寺を巡礼して後たう物どもあまひことあまひをみまうし丹心ふあみて

たみこく日数のうつるもあまひまあひりり中中あまひがくあまひくあまひくあまひ

福寺宝藏の内よまらき箱あり其の中よたけ一丈あまひある髪あり其のいろあまひ

をのぞむく黒髪つやうあまひあまひあまひあまひあまひあまひあまひあまひあまひ

ふ今やうの髪は似むかふ物もあまひけるあまひあまひあまひあまひあまひあまひあまひ

今うあまひの心ちあまひあまひあまひあまひあまひあまひあまひあまひあまひ

さめつと今うあまひのべに事あまひあまひあまひあまひあまひあまひあまひあまひ

物よえうまあふのべ 謹按ふ光明皇后の聖武天皇の皇后孝謙天皇の

あり母あり聖武天皇の孝謙天皇の御世天平宝字八年五月法年五十六あまひ山崩御

あり光明皇后の天平九年山崩玉う御年六十聖武帝の御陵佐合葬しあまひ

あまひ一丈の御髪は御在世の御法躰あり 御遺髪あまひく寺院は残るは深く

仏道を信しあまひのあまひ由縁事あまひくさく百四十年のちあまひあまひあまひ

とあまひあまひあまひあまひあまひあまひあまひあまひあまひあまひ

とあまひあまひあまひあまひあまひあまひあまひあまひあまひあまひ

とあまひあまひあまひあまひあまひあまひあまひあまひあまひあまひ

とあまひあまひあまひあまひあまひあまひあまひあまひあまひあまひ

とあまひあまひあまひあまひあまひあまひあまひあまひあまひあまひ

とあまひあまひあまひあまひあまひあまひあまひあまひあまひあまひ

とあまひあまひあまひあまひあまひあまひあまひあまひあまひあまひ

とあまひあまひあまひあまひあまひあまひあまひあまひあまひあまひ

長き髪はさかみたる女ありや、かやうの事をむねのへんらむせしめたる事ありとあり
今ハ髪をゆひあざむ上下の常き髪は長きも短きも心よとむる人ありや、心より
ハ丈の髪ハ妖物ともいそむされ、今もまよふ髪は長きあり寛政の頃或人の筆
記せしむる寫本 **豆島見聞私記** 國本の部 「ある日あか」と見ゆぐりて山の麓の村を
通り一付間荒る垣がみゆと見ゆたれば時しも五月ありれば単衣着たる
若き女ありあり漆糸乾てある様みまき自らけつてわたるが黒髪揃ふりうまる
髪の長きまよふらちむどらうまつあきまよと後者をよぶとあかまきまつけん障
子の内へ逃入りけるみ黒髪ハ特とみあまうて引きけりのみ此事を里の翁ハ倍り
けし、此島まよる女もあつとわらま」とあり **和漢三才圖會** 正徳三年板 容飾の部 長次大
抵長者三尺許琉球國の髪ハ五六尺」とありあまのむすうはだるみありあま
らうを通商よまるやとあまの髪もあまの女の髪のもるへ今も
さる女ありやりのハ丈も然らん、さてハ丈島の髪長姫み似る事西土ゆあり

元人伊世珍作 **津逮秘** **瑯嬛記** 卷 輕雲 女の 鬢髮甚長每梳頭立於榻上髮
猶拂地云」とあり・件の事まの他和漢み髪ハ長らう書見・抄録あられ
ど文も髪と俱長れば皆棄て不引

廿二 下輩の下げ髪

往古ハ貴賤をも常み下げ髪ある事前中のへんらむ如 **枕のさし** みどくであや
ぬべき物の段ハ「けを女の髪らうらうみどくであやぬべ」とあり下主女のさげ
髪をいへる後世みありても **平家物語** 卷 鬼界島の事を 男ハ烏帽子も着け
女の髪もさげざりり」とありて賤の女もさげざりりありし事明し下輩もさげ
髪ハ同俗せよふ傳りし証ハ天和三年大坂西鶴作 **一代男** 卷 下の関稻荷町の
遊女の事と上方のあやありてさみまよを髪さげざりあやうらうらうみ
あり田舎のとうらあや妓さへ垂髪ハ桂あるをのて其他をさるへ **已往物語** 親見
保年中十餘歳で寛永以来江戸の風俗をかきする **わづらひ** 正月五節供惣とて祝ひ日よ
物写本ハ流布する弘化二年半翁物語にてあの上様



宗水筆 (百屋)



いものすゝめ、本又よあり

